

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

竹田市は、全人口 18,875 人（令和 7 年 1 月末時点）の内、65 歳以上が 9,347 人（高齢化率 49.5%）という少子高齢化・過疎化先進地である。

このような深刻な状況を踏まえ、本市では空き家情報の提供や子育て支援住宅の整備といった移住定住促進事業に取り組んできた。

働き手人口（15～64 歳）は、ここ 10 年間で約 3,000 人減少しており、令和 7 年 1 月末時点で、約 8,000 人となっている。働き手人口の減少に伴う後継者不足により、中小企業の数自体も減少傾向にある。

産業構造については就業人口のおよそ 3 割を占める第 1 次産業は、90%以上が農業で、カボス・椎茸・トマト・トウモロコシといった特産品を産出している。

第 2 次産業は、全体の 1 割程度を占めており、主に建設業、製造業に集約される。

残りの 6 割が第 3 次産業で、「医療、福祉」、「卸売業・小売業」に次いで「宿泊業、飲食サービス業」といった観光分野が上位を占めている。

本市の基幹産業である農業分野においては、農業者の経営を継承する新規就農者に対し、補助金等の支援措置を行っている。また、起業家や中小商工業者については、創業支援補助金や各種支援制度を通じ、側面的に後継者確保や雇用創出を促進している。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象とする地域は、竹田市全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、本計画の対象業種は全業種とし、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の事業、及び、事業者については、これを計画認定の対象としない。

○人員削減を目的とした事業

○公序良俗に反する事業

○反社会的勢力との関係がある者

○市税等の滞納者

○売電を目的に行う太陽光発電設備

本計画は設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的としているため、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）であって、市内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限る。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。